

証明書発行窓口（出張所）のあり方に関する検討について

第 1 目的・現状等

1 検討の目的

市では、行政経営改革を着実に推進するための白井市行政経営改革実施計画の取組項目に『出張所の窓口の廃止』を掲げています。

この計画に基づき、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため、出張所の窓口の廃止を検討するものです。

2 出張所の位置及び業務

出張所は、市内の 5 カ所のセンター内に、白井市役所出張所設置条例に基づき設置しており、次の業務を行っています。

名 称	位 置	業 務
西白井出張所（複合）	清水口 1 丁目 2 番 1 号	(1) 戸籍証明の交付 (2) 住民票の写しの交付 (3) 印鑑登録証明書の交付 (4) 年金受給者の記載 (5) 出張所の管理運営事務
富士出張所	富士 2 3 9 番地の 2	
公民センター出張所	中 9 8 番地の 1 7	
桜台出張所	桜台 2 丁目 1 4 番	
白井駅前出張所	堀込 1 丁目 2 番 2 号	

3 直営から指定管理への移行状況

各出張所を設置しているセンターについては、平成 21 年度から順次指定管理に移行しており、指定管理に伴い開所日を週 6 日から週 3 日に変更しました。

ただし、富士出張所については、平成 29 年 4 月から週 5 日、同年 10 月から週 4 日、平成 30 年 4 月から週 3 日に縮小し、段階的な見直しを実施しました。

また、公民センターについては平成 29 年度から直営に戻ったため、市役所と同じ平日週 5 日開所している状況となっています。

各出張所の指定管理への移行状況

(年度)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	
複合	直営	直営	直営	→													
富士	直営	→															
公民	直営	→										直営	直営	直営	直営	直営	直営
桜台	直営	直営	直営	→													
駅前	直営	直営	→														

※黒ラインが指定管理（年度）

4 出張所の開所日・開所時間

各出張所（公民センターを除く。）は職員1名体制であり、平日は午前中のみ開所。※土日の午後1時から2時までは休憩時間のため発行不可

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
複合			8:30～ 12:00		8:30～ 12:00		8:30～ 13:00 14:00～ 17:15
富士		8:30～ 12:00		8:30～ 12:00		8:30～ 13:00 14:00～ 17:15	
公民	8:30～ 17:15	8:30～ 17:15	8:30～ 17:15	8:30～ 17:15	8:30～ 17:15		
桜台			8:30～ 12:00		8:30～ 12:00		8:30～ 13:00 14:00～ 17:15
駅前		8:30～ 12:00		8:30～ 12:00		8:30～ 13:00 14:00～ 17:15	

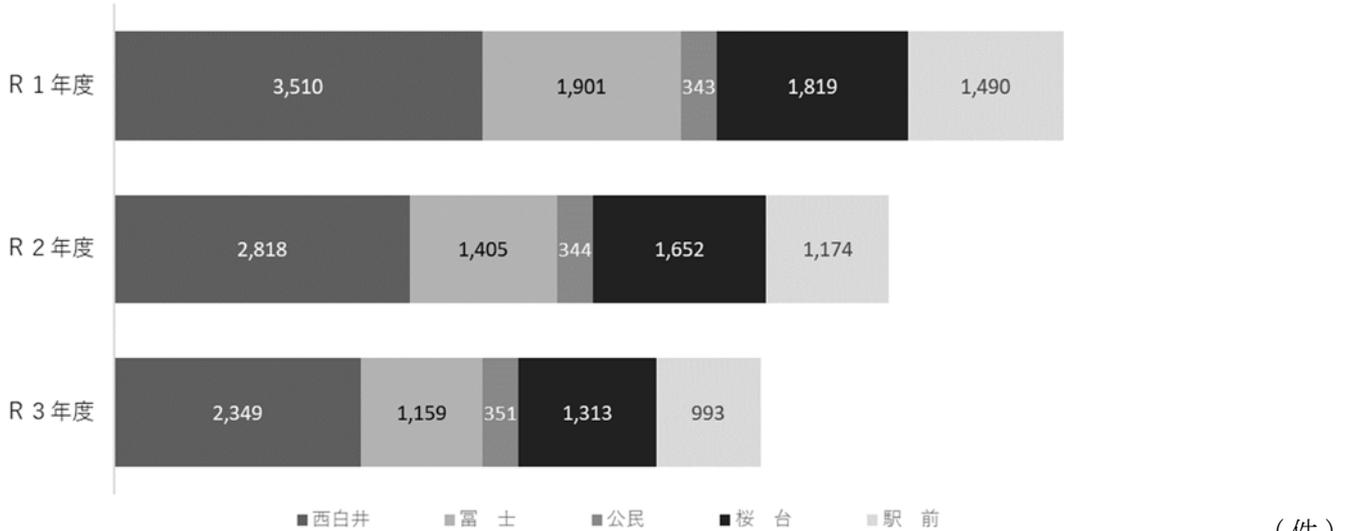
5 これまでの経緯

H15.8.25	住民基本台帳ネットワークにより住民登録地以外の市区町村窓口でも住民票の写しを取得することが可能となる。（広域交付住民票）
H29.1.4	住民票の写し・印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス開始
H29.11.13	マイナンバーを活用した情報連携が順次開始され、行政機関等の各種手続の際に住民票などの提出書類を省略することが可能となる。 ※令和4年3月時点で約2,300の手続きで省略が可能。
H30.8	『財政推計の見直しと財政健全化の取組』に、歳出削減のための取組みとして「出張所の廃止」を掲げ、「マイナンバーカードの取得率を高め、住民票などのコンビニ交付を積極的に推進することにより、段階的に出張所窓口を廃止する」こととした。
R1.6	国の閣議決定により、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定した方針が示される。
R2.3.17	意見交換会、アンケート調査等の結果を踏まえ、行政経営戦略会議においてマイナンバーカードの交付率50%を目安として、その時点から2年以内に出張所業務のあり方について再度検討を行うこととした。
R2.10.1	各出張所（公民センターを除く。）の平日の開所時間を午前中のみ（8:30～12:00）に縮小
R4.1.17	コンビニ交付に、税証明（所得等証明、課税証明、非課税証明）を追加
R4.3	行政経営改革実施計画に、財政健全化の取組から新たに位置づける取組項目として「出張所の窓口の廃止」を掲げ、令和5年度中を目標に実施することとした。

6 各出張所の交付件数

住民票等の交付については、コンビニ交付の件数が増加していることや、令和2年10月に公民センターを除く4つの出張所の平日の開所時間を午前中のみ（8：30～12：00）に縮小したことにより、交付件数が年々減少しています。

各出張所の交付件数

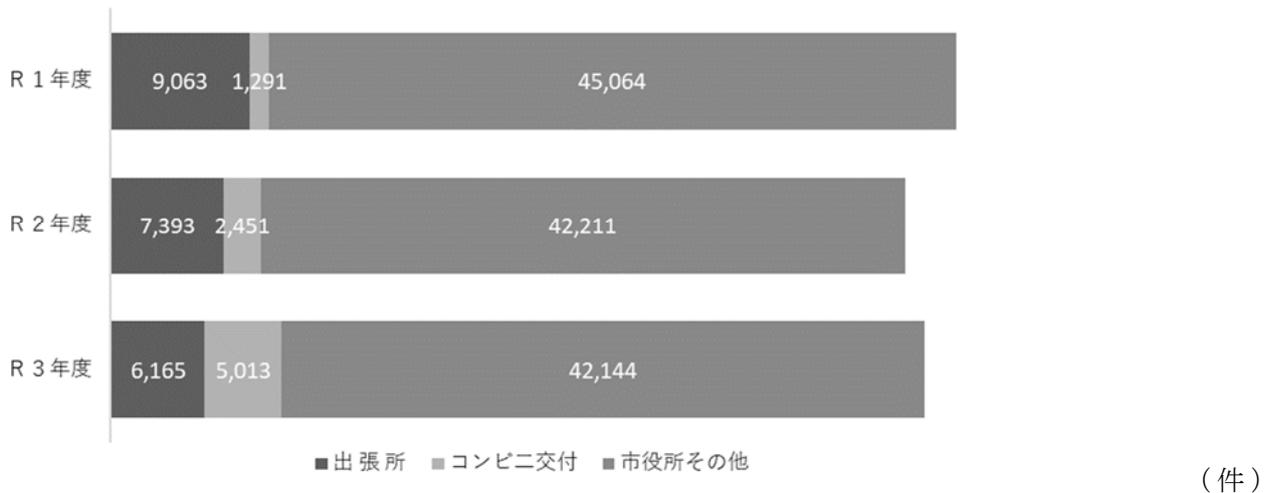


	西白井出張所	富士出張所	公民センター出張所	桜台出張所	駅前出張所	合計
R元年度	3,510	1,901	343	1,819	1,490	9,063
R2年度	2,818	1,405	344	1,652	1,174	7,393
R3年度	2,349	1,159	351	1,313	993	6,165

7 出張所・コンビニ交付・市役所その他の交付件数

平成29年1月から実施しているコンビニ交付件数が、近年のマイナンバーカードの普及に伴い、増加している状況となっています。

市役所等の交付件数



	出張所	コンビニ交付	市役所その他
R元年度	9,063	1,291	45,064
R2年度	7,393	2,451	42,211
R3年度	6,165	5,013	42,144

8 各種諸証明の交付件数の推移

マイナンバーを活用した情報連携が開始され、行政機関等への各種手続の際に住民票や課税証明書などの提出書類を省略することが可能となり、令和4年3月時点で児童手当支給事務など約2,300の手続きで省略が可能となっています。

このため、令和3年度はやや増加したものの、年々、各種諸証明の交付件数は減少している状況です。

	交付件数	収入額
平成29年度	60,597	19,953,950円
平成30年度	59,277	19,596,500円
令和元年度	55,418	18,247,050円
令和2年度	52,055	17,137,960円
令和3年度	53,275	17,472,750円

9 各種証明書の主な用途

証明書	主な用途
住民票の写し	運転免許証記載事項変更、不動産・自動車等の売買、賃貸借契約、相続手続、保険金請求、住宅ローン借入れ、公的資格取得、入学、就職、銀行口座の開設、金融機関への住所・氏名変更届出、職場への住所・氏名変更届出、児童手当現況届、扶養控除申告、指定難病受給申請、親元同居近居支援補助金受給申請、債権回収、訴訟の提起、携帯電話の契約等
印鑑登録証明書	不動産・自動車等の売買、廃車、公正証書作成、相続手続、保険金請求、賃貸住宅入居、住宅ローン借入れ、会社設立等
戸籍謄抄本	パスポート申請、戸籍届出、旧氏併記申請、相続手続、保険金請求、年金請求、公正証書作成、公的資格取得、通信契約の家族確認、自動車所有者の氏名変更等

10 出張所の運営について

住民基本台帳を取扱う出張所業務は、市町村の適切な管理下であれば、民間委託が可能ですが、必ず同一の室内に市職員が常駐する必要があります。

また、公共サービス改革法に基づく市場化テストを行うことにより、民間委託している事例がありますが、第三者機関の設置、実施方針・実施要項・選定基準の策定、競争入札の実施、契約についての議会の議決が必要となります。

なお、郵便局との包括連携に関する協定に基づき、証明書交付事務を委託している事例もありますが、本市では郵便局と市役所が近接していることや、費用対効果が見込めないことなどから、郵便局への委託は予定していません。

その他として、出張所を廃止する代わりに、遠隔で対話業務を行うAIアバター対話システムを設置し、市役所に待機する職員が住民票等の取得方法や行政サービス全般の案内を行う場合、1台当たり年間約120万円の費用が発生します。

11 マイナンバーカードのメリットについて

現状のメリット	今後のメリット
<ul style="list-style-type: none"> マイナポイントがもらえる。 コンビニで住民票などが取得できる。 ワクチン接種証明が取得できる。 オンラインで確定申告などの行政手続きができる。 健康保険証として利用できる。 免許証返納後の本人確認書類になる。 給付金が受け取りやすくなる。 	<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化 運転免許証や在留カードとの一体化 スマートフォンとの一体化 マイナンバーカードの国外継続利用 国家資格等（医師、歯科医師、看護師等）のデジタル化 民間のサービスにも拡大予定

1 2 出張所及びコンビニ交付の経費の比較

(円)

年度	出張所		コンビニ交付		市役所その他	
	経費 ※1	1件 当たり コスト	経費 ※2	1件 当たり コスト	経費 ※3	1件 当たり コスト
R 1	13,767,579	1,519	4,790,191	3,710	7,716,751	139
R 2	11,950,199	1,616	4,904,767	2,001	9,364,252	180
R 3	9,215,598	1,495	5,289,139	1,065	9,428,350	177

※1 出張所の経費は、人件費・機器賃貸借料・システム使用料等の合計値

※2 コンビニ交付の経費は、委託料・運営負担金・システム使用料等の合計値

※3 市役所その他の経費は、3名体制・PC端末等3台・システム使用料等の合計値

1 3 住民票等の様々な取得方法

住民票は、代理人申請や郵送申請で取得することができるほか、住基ネットを利用した全国市町村窓口での広域交付や、マイナンバーカードでのコンビニ交付など様々な方法で取得することができます。

また、令和6年3月頃には戸籍証明の広域交付が開始される予定です。

場所等	取得方法等
市役所 市民課窓口	平日 8:30~17:15 に市役所市民課で請求書を記載し、本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写し等が取得できる。
各センター 出張所	各出張所の開所時間に各出張所で請求書を記載し、本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写し等が取得できる。
全国の市町村 役場窓口での 広域交付	各市町村の定める時間帯(白井市は平日 9:00~17:00)に、本人が請求書を記載し、官公署発行の顔写真入りの本人確認書類を提示することで、本人又は本人と同じ世帯の方の住民票の写しが取得できる。※本籍表示不可
全国の コンビニ交付	毎日 6:30~23:00 の時間帯に、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機にマイナンバーカードをセットし、4桁のパスワードを入力、必要な証明書と部数を選択、表示された手数料を投入することで、住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、所得等証明書が取得できる。※申請書記入不要
代理人申請	市役所・出張所の開所時間に、申請者からの委任状を持参し、請求書を記載し、代理人の本人確認書類を提示することで、住民票の写し等が取得できる。
郵送申請	申請書、手数料分の定額小為替、切手を貼った返信用封筒、官公署発行の本人確認書類を同封することで、郵送で戸籍証明や住民票の写しが取得できる。

1 4 マイナンバーカードの交付状況 (令和4年7月末時点)

	交付率	交付枚数	人口 (R3.1.1)	世帯 (R3.1.1)
白井市	50.2%	31,699	63,162	26,228
千葉県	47.0%	2,973,424	6,322,897	2,964,119
全 国	45.9%	58,151,191	126,654,244	59,497,356

15 白井市近辺のコンビニエンスストア等設置状況



エリア	名称 (場所)
西白井出張所エリア	① セブンイレブン西白井駅前店 (けやき台 1-2-2)
	② セブンイレブン白井大山口店 (根 1946-1)
	③ セブンイレブン白井市清水口店 (根 1667-5)
	④ セブンイレブン白井ベリーフィールド店 (根 1919-5)
	⑤ ローソン千葉白井店 (西白井 2-26-23)
桜台出張所エリア	⑥ セブンイレブン白井桜台店 (桜台 2-1)
	⑦ セブンイレブン印西中央北1丁目店 (印西市中央北 1-4) アルカサル
	⑧ セブンイレブン印西中央南店 (印西市中央南 1-1-2)
	⑨ ミニストップ千葉NT白井店 (谷田 847-1)
	⑩ ローソン印西東京電機大前店 (印西市武西 1134-4)
	⑪ ファミリーマート印西中央北店 (印西市中央北 1-3-1)
	⑫ ファミリーマート千葉NT中央駅店 (印西市武西字馬橋台 1390-2)
	⑬ イオン千葉ニュータウン店 (印西市中央北 3-1-1)
白井駅前出張所エリア	⑭ セブンイレブン白井笹塚店 (笹塚 3-24-1)
	⑮ セブンイレブン白井根店 (根 438) ナリタヤ前
	⑯ ファミリーマート白井堀込店 (堀込 1-1-45)
	⑰ ミニストップ千葉ニュータウン南山店 (白井市南山 2-11-3)
公民センター出張所エリア	⑱ ローソン白井工業団地店 (河原子 354-3)
	⑲ ローソン白井折立店 (折立 365-1)
	⑳ ミニストップ白井河原子店 (河原子 224-1)
	㉑ セブンイレブン白井工業団地店 (河原子 365-5)
富士出張所エリア	㉒ セブンイレブン白井神々廻店 (神々廻 1646-3)
	㉓ セブンイレブン白井富士店 (富士字南園 242-1)
	㉔ ローソン・スリーエフ白井富士店 (富士 24) 白富士園前
	㉕ ローソン白井根店 (根字丸山 323-4) 北総白井病院近く
	㉖ ミニストップ白井富士店 (富士 147-11)
市内20店舗 市外6店舗 計26店舗 ※全国約56,000店舗	

16 千葉県内37市のコンビニ交付実施状況

- ・ 県内の37市のうち、32団体（86.5%）がコンビニ交付を実施しています。
- ・ コンビニ交付を実施している32団体のうち、24団体（75.0%）が戸籍証明取得可能であり、7団体（21.9%）がコンビニ交付手数料の減額を実施しています。

令和4年7月末時点

No.	市名	住民票		印鑑証明		戸籍謄抄本		税証明	
		窓口	コンビニ	窓口	コンビニ	窓口	コンビニ	窓口	コンビニ
1	浦安市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
2	白井市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
3	習志野市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
4	印西市	200	同額	200	同額	450	×	200	同額
5	千葉市	300	<u>250</u>	300	<u>250</u>	450	<u>400</u>	300	<u>250</u>
6	木更津市	300	<u>100</u>	300	<u>100</u>	450	<u>200</u>	300	<u>100</u>
7	成田市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
8	我孫子市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
9	八千代市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
10	館山市	300	同額	350	同額	450	×	350	同額
11	市川市	300	<u>250</u>	300	<u>250</u>	450	<u>400</u>	300	<u>250</u>
12	柏市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
13	市原市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
14	銚子市	350	×	350	×	450	×	350	×
15	鎌ヶ谷市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
16	南房総市	300	同額	350	同額	450	同額	350	同額
17	君津市	300	<u>200</u>	300	<u>200</u>	450	<u>350</u>	300	<u>200</u>
18	流山市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
19	大網白里市	300	×	300	×	450	×	300	×
20	四街道市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
21	東金市	300	×	300	×	450	×	300	×
22	八街市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
23	袖ヶ浦市	300	<u>200</u>	300	<u>200</u>	450	<u>350</u>	300	<u>200</u>
24	茂原市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
25	いすみ市	300	×	300	×	450	×	300	×
26	勝浦市	300	×	300	×	450	×	300	×
27	富津市	300	<u>200</u>	300	<u>200</u>	450	×	300	<u>200</u>
28	船橋市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
29	富里市	300	同額	300	同額	450	×	300	×
30	松戸市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
31	鴨川市	300	同額	350	同額	450	同額	350	×
32	山武市	300	<u>200</u>	300	<u>200</u>	450	同額	300	<u>200</u>
33	野田市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額
34	香取市	300	同額	300	同額	450	×	300	同額
35	旭市	300	同額	300	同額	450	同額	300	×
36	佐倉市	350	同額	350	同額	450	同額	300	同額
37	匝瑳市	300	同額	300	同額	450	同額	300	同額

※並び順は、令和3年6月末のマイナンバーカード交付率の上位から順に表示しています。

17 千葉県内37市の出張所設置状況

(令和4年7月末時点)

No.	市名	出張所の数			マルチコ ピー機	自動交 付機	その他	人口	面積
		異動可	証明のみ	計					
1	市原市	10	0	10	0	1	—	266,493	368.16
2	君津市	4	0	4	0	0	有	80,750	318.78
3	千葉市	17	5	22	0	10	—	976,925	271.76
4	香取市	1	2	3	0	0	—	70,430	262.35
5	南房総市	6	0	6	0	0	—	34,636	230.1
6	成田市	4	1	5	0	0	—	131,111	213.84
7	富津市	1	0	1	0	0	有	41,248	205.4
8	鴨川市	5	0	5	0	0	有	31,312	191.14
9	いすみ市	2	0	2	0	0	—	34,648	157.5
10	山武市	3	0	3	0	0	—	47,279	146.77
11	木更津市	1	9	10	0	0	—	135,947	138.9
12	旭市	0	3	3	0	0	—	62,646	130.45
13	印西市	9	0	9	0	0	—	105,396	123.79
14	柏市	12	1	13	0	0	—	430,032	114.74
15	館山市	0	0	0	0	0	—	44,195	110.05
16	佐倉市	6	2	8	0	3	—	166,511	103.69
17	野田市	5	0	5	1	0	有	151,926	103.55
18	匝瑳市	1	2	3	0	0	—	34,060	101.52
19	茂原市	1	0	1	0	0	—	86,054	99.92
20	袖ヶ浦市	2	0	2	0	0	—	64,414	94.92
21	勝浦市	0	0	0	0	0	有	16,206	93.96
22	東金市	0	0	0	0	0	—	57,223	89.12
23	船橋市	8	0	8	2	0	—	644,697	85.62
24	銚子市	2	0	2	0	0	—	56,093	84.2
25	八街市	0	0	0	0	1	—	66,284	74.94
26	松戸市	8	1	9	0	0	—	496,540	61.38
27	大網白里市	1	0	1	0	0	—	47,657	58.08
28	市川市	7	1	8	0	5	—	496,104	57.45
29	富里市	1	0	1	0	0	—	49,151	53.88
30	八千代市	7	0	7	0	0	—	201,410	51.39
31	我孫子市	7	0	7	0	0	—	129,904	43.15
32	白井市	0	5	5	0	0	—	61,996	35.48
33	流山市	4	0	4	0	0	有	206,137	35.32
34	四街道市	0	4	4	0	0	—	94,410	34.52
35	鎌ヶ谷市	0	1	1	1	2	有	109,744	21.08
36	習志野市	0	3	3	0	0	—	176,015	20.97
37	浦安市	0	3	3	0	0	—	170,008	17.3

※並び順は、面積順に表示しています。(人口は、令和4年4月1日現在常住人口を表示)

第2 廃止に伴う代替措置の案について

※下案は、代替措置を講じる場合の案を例示したもので、経費面等により実施できない場合があります。

案1 新たな代替手段は講じず、マイナンバーカードの普及を推進

市では、マイナンバーカードを利用方法の拡大を検討しており、転出・転入手続のワンストップ化や、現在行える児童手当等の子育て関連の15の手続きに加え、介護関連の11の手続きを行えるよう準備を進めている。

このようなデジタル化の取組みの中で、マイナンバーカードがあればコンビニエンスストア等で住民票等を取得することができるため、新たな措置は講じないこととする。

(メリット)

・人員、経費の削減及びマイナンバーカードの普及促進が図られる。

(デメリット)

・マイナンバーカードを持っていない方の証明書の取得手段が減少する。

案2 マイナンバー休日開庁日に住民票、印鑑証明の休日発行の実施

現在、平日仕事で市役所に来られない方などのために、毎月、第二土曜日及び最終日曜日の午前中(9:00~12:00)に市役所を開庁し、マイナンバーカードの交付を行っている。出張所を廃止した場合、コンビニ交付以外では、土日に住民票等を取得できる窓口がなくなるため、代替措置としてマイナンバー休日開庁日に住民票及び印鑑証明の交付も行うこととする。

(メリット) マイナンバーカードの休日開庁日に証明書を取得できる。

(デメリット) 証明書の交付方法を窓口交付からコンビニ交付等へ移行していくという方向性との相違が生じる。

案3 マイナンバーカードで証明を取得する際の手数料の減額措置

他市町村では、コンビニ交付手数料を窓口での手数料より減額している自治体もあり、出張所を廃止することにより、人件費等の削減が見込まれることから、市民の負担軽減のため、本市においてもコンビニ交付手数料を減額する。

(メリット) マイナンバーカードの普及促進が期待できる。

(デメリット) 手数料の減額に伴い、歳入(収入額)が減額となる。

案4 コンビニ交付への戸籍証明の追加

他市町村では、戸籍謄抄本や附票をコンビニ交付可能としている自治体もあり、利便性向上のため、本市においても戸籍証明のコンビニ交付を実施する。

(メリット) 全国のコンビニで6:30~23:00まで戸籍証明が取れるようになるため、マイナンバーカードの普及促進が期待できる。

(デメリット) システム改修費用及びランニングコストがかかる。

5年間(60月分)の総経費 28,157,800円 【R4.4.30現在】

(白井市在住の方のみの場合 26,606,800円) 本籍人口 42,676人

※導入から3年分は1/2の額が特別交付税措置対象となる。

※市外の方も対象とした場合、新たに利用者登録事務が発生する。

案5 市内行政機関へのマルチコピー機の設置

コンビニ等に設置されているマルチコピー機を、出張所等に設置する。

(メリット) 出張所等であれば、職員に利用方法を気軽に聞くことができる。

(デメリット)

・マルチコピー機の費用がかかる。1台につき4,730,000円

(※翌年度以降ランニングコスト1,056,000円)

・コンビニでは、午前6時30分から午後11時まで取得可能であるが、市の施設に設置する場合、開所時間が限られてしまう。

第3 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年（2022年）	
4/27～5/22	○アンケート調査
6/22（水）	○行政経営戦略会議
8/4（木）	○センター長会議 ・意見交換会及びパブリック・コメントの実施についての説明
8/5（金）	○行政運営報告
8/15（月）	○広報HP周知（意見交換会及びパブリック・コメントの実施）
8/25（木）	○議員全員協議会での説明
9/1～14	○パブリック・コメント（9/1～9/14） ・アンケート結果・出張所のあり方の検討資料・条例案
9/2（金）	○意見交換会（公民センター）18：00～19：00
9/3（土）	○意見交換会（白井駅前センター）10：00～11：00
	○意見交換会（富士センター）13：00～14：00
9/4（日）	○意見交換会（西白井複合センター）10：00～11：00
	○意見交換会（桜台センター）13：00～14：00
10月	○行政経営戦略会議 ・パブリック・コメント及び意見交換会の結果の報告 ・出張所のあり方の検討の決定 ※ここから下は出張所を廃止とする場合のスケジュール案です。 ○例規審査会
11月	○議員全員協議会での説明 ○市議会定例会 ・白井市役所出張所設置条例を廃止する条例について （施行期日：令和5年12月29日）
12月	令和4年12月31日をもって市役所及び駅前センターの行政FAXの賃貸借契約の長期継続契約期間終了となる。 ※以降、令和5年12月29日まで契約更新
令和5年（2023年）	
1月～12月	・広報等で出張所のあり方の検討結果について周知を行う。 ・市民課、出張所窓口でも1年をかけて来庁者へ周知を行う。
2/9	○定例記者会見
12/29	○出張所の廃止（最終営業日12/28）
令和6年（2024年）	
1月	NTTデジタル通信モード「ISNネット」サービスの終了 ・出張所継続の場合、新たなFAX機器等の費用が発生。 （市役所）1台 月額75,680円 総額4,540,800円（60月） （出張所）5台 月額23,650円 総額7,095,000円（60月） ※現状維持の場合の令和6年度以降の経費（人件費等含む。） <u>10,947,838円（年）</u>

【参考】第2次白井市行政経営改革実施計画（抜粋）

令和4年3月策定

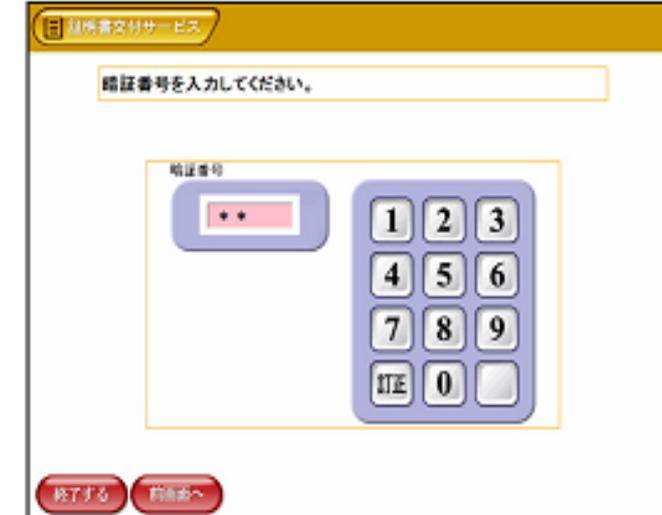
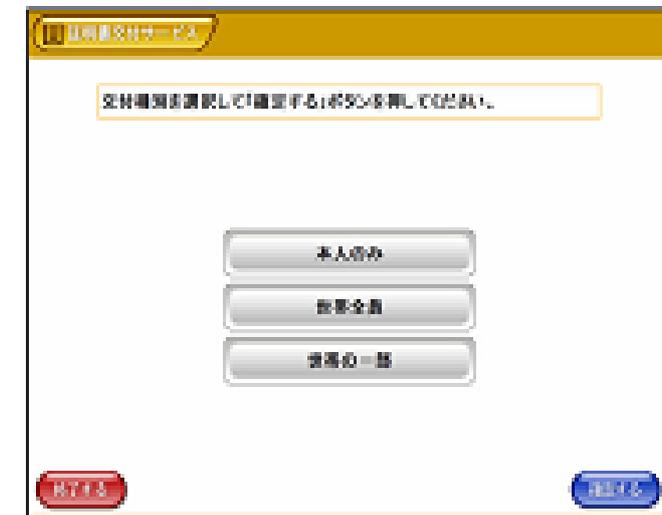
適材適所による事業主体の見直し

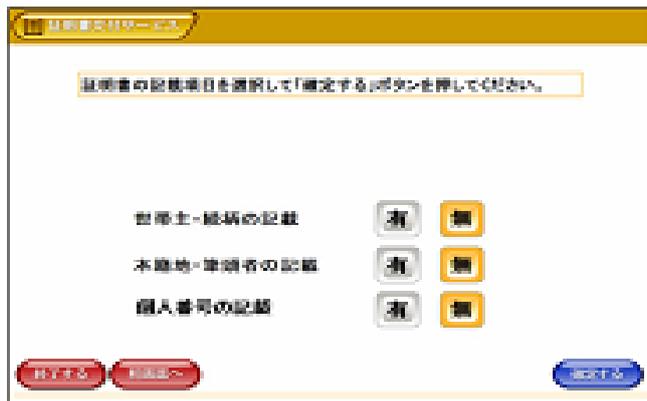
事業主体の選定にあたっては、職員が行った場合と外部委託した場合とのコストやサービスの質を比較した上で、事業主体を決定します。

取組番号	13	項目	出張所窓口の廃止	所管課	市民課	
整理番号	2-5-②					
これまでの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・市の出張所では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の発行のみが行える。（戸籍証明は平日のみ） ・出張所運営についてのアンケート調査や意見交換会を実施した。 ・また、廃止の際は全出張所を同時に廃止することとしたが、時期については、マイナンバーカードの交付率が50%を超えた時点から再検討することとなった。 ・一部出張所で平日の開所時間を午前中のみとする段階的な見直しを実施 					
これからの取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの交付率について、令和4年度中には50%を超える見込みであるため、無作為抽出によるアンケート調査、市民との意見交換会、出張所条例の廃止等を行い、令和5年度中の実施を想定している。 					
目的	マイナンバーカードの普及に伴い、役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減を図るため。					
目標時期	令和5年度					
実施内容			実施スケジュール			
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
出張所窓口の廃止の検討			→			
無作為抽出によるアンケート調査			→			
市民との意見交換会及び周知			→			
出張所窓口の廃止の実施			→			
目標			効果			
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所窓口の廃止の検討 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知 		【市の効果】 ・役割の少なくなった出張所窓口を廃止することで、行政のスリム化、人員及び歳出の削減ができる。			
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所窓口の廃止の実施 ・無作為抽出によるアンケート調査 ・市民との意見交換会及び周知 ・出張所窓口の廃止の実施 		【市民の効果】 ・コンビニエンスストアでは、より幅広い時間帯で証明書等の発行ができる。			
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所窓口の廃止の実施 		出張所窓口の廃止は、マイナンバーカードの普及・周知にもつながるため、結果として行政サービスの向上が期待できる。			
令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> ・出張所窓口の廃止の実施 					

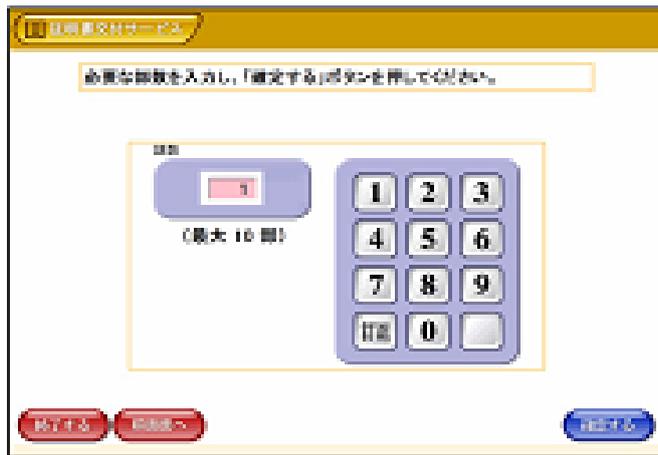
コンビニ交付で住民票を取得する際のマルチコピー機の操作方法

※画面はイメージです。実際の画面とは異なる場合があります。

 <p>The main menu screen displays several service categories: Copy (免許証コピー, ポスター作成), Fax (ファクス送信, クロネコFAX), Photo Service (写真コピー, 写真プリント), Print Service (ネットワークプリント, PDFプリント), Scan Service (原稿をUSBメモリに保存), and Administrative Service (住民票の写し, 印鑑登録証明書).</p>	<p>① タッチパネル画面のメインメニューから「行政サービス」を選択します。</p>
 <p>The screen prompts the user to enter their PIN number. It features a numeric keypad with buttons for digits 1-9, 0, and a confirmation key (確認). There are also buttons for '終了する' (End) and '前画面へ' (Previous screen).</p>	<p>② 証明書交付サービスの注意事項を確認の上、マイナンバーカードを所定の位置に置き、4桁の暗証番号を入力します。</p>
 <p>The screen asks the user to select the type of copy they want. It offers three options: '本人のみ' (Only myself), '世帯全員' (All household members), and '世帯の一部' (Part of household). There are '終了する' (End) and '確認' (Confirm) buttons.</p>	<p>③ 希望する証明書「住民票の写し」を選択し、記載する世帯構成（本人のみ、世帯全員、世帯の一部）を選択します。</p>



④ 世帯主、続柄、本籍、筆頭者、個人番号（マイナンバー）の記載の有無を選択します。



⑤ 必要な部数を入力します。



⑥ 必要な証明の内容や部数を確認の上、表示された手数料の金額を投入し、「プリントスタート」を選択します。



⑦ マイナンバーカード、証明書、領収書、おつりの取り忘れを確認してください。

戸籍謄抄本等交付請求書(郵送)

令和 年 月 日

(あて先)本籍地市区町村長

☆何が必要ですか？

戸籍謄本 _____通 <small>(全部事項証明書)</small> <small>戸籍に記載されている全員についての証明</small>	戸籍抄本 ※ _____通 <small>(個人事項証明書)</small> <small>戸籍に記載されている個人についての証明</small>	改製原戸籍 ※ _____通 <small>法の改正などにより除かれた従前の戸籍</small>						
除籍 ※ _____通 <small>死亡や婚姻、転籍などにより全ての人が除籍になっている戸籍</small>	身分証明書 ※ _____通 <small>みぶんしょうめいしょ</small>	その他 _____通 [_____]						
戸籍の附票 ※ _____通 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="border: none;"><small>本籍・筆頭者氏名の記載が</small></td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>必要</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>不要</td> </tr> <tr> <td style="border: none;"><small>在外選挙人登録地の記載が</small></td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>必要</td> <td style="border: none;"><input type="checkbox"/>不要 (登録のある方のみが対象です)</td> </tr> </table>			<small>本籍・筆頭者氏名の記載が</small>	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要	<small>在外選挙人登録地の記載が</small>	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要 (登録のある方のみが対象です)
<small>本籍・筆頭者氏名の記載が</small>	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要						
<small>在外選挙人登録地の記載が</small>	<input type="checkbox"/> 必要	<input type="checkbox"/> 不要 (登録のある方のみが対象です)						

☆本籍はどちらですか？

本籍 <small>ほんせき</small>	
筆頭者 (戸籍のはじめに書かれている人)の氏名 <small>ひつとうしや</small>	<small>※亡くなられても 変わります</small>

☆どなたの証明が必要ですか？

氏名	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

☆何に使いますか？

<input type="checkbox"/> パスポート申請	<input type="checkbox"/> 年金手続	<input type="checkbox"/> 戸籍の届出
<input type="checkbox"/> 相続手続き <氏名 _____ 続柄 _____ >が亡くなったことによる 亡くなった方について 死亡の記載のあるもの _____通 出生から死亡までのもの _____通 (_____)から(_____)までのもの _____通		
<input type="checkbox"/> その他(具体的に書いてください)		
<small>※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方は記入してください。</small> (令和 年 月 日 市・区・町・村に 届を届出)		

☆申請者

住所
氏名
生年月日
年 月 日
昼間の連絡先 電話番号 (_____)
証明が必要な方との関係 本人・配偶者・子・父母・祖父母・孫・その他(_____) ⇒委任状が必要な場合があります。

同封した手数料(定額小為替) _____円 返送料(切手) _____円

※手数料はそれぞれの市町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。

※手数料は郵便局の定額小為替を同封してください。返送用封筒(切手を貼付)も同封してください。

郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せについて

戸(除)籍謄抄本・附票・身分証明書等は、本籍地で発行します
以下の①②③④を同封し、本籍地の市区町村役場の戸籍担当にご請求ください

①申請書

裏面の「戸籍謄抄本等交付請求書」に必要事項を記入してください。
昼間の連絡先・電話番号を必ず記入してください。

②手数料

ていぐくごがわせ
手数料は定額小為替（郵便局で売っています）をお願いします。

※手数料はそれぞれの市町村によって異なりますので、お確かめのうえご請求ください。
白井市に請求する場合の手数は次のとおりです。

戸籍謄抄本：1通450円、除籍・改製原戸籍謄抄本：1通750円
戸籍の附票：1通300円、身分証明書：1通300円
受理証明書：1通350円、記載事項証明書：1通350円

③本人確認書類の写し

マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認書類の写しをお願いします。

④返信用の封筒・切手

封筒に申請者の現住所・氏名を記入し、郵便切手を貼ってください。

お急ぎの場合は、速達料金を追加してください。

※郵送の場合は、配達の日数と役所の処理日数が必要です。

日数に余裕をもって申請してください。



白井市役所出張所設置条例を廃止する条例（案）

白井市役所出張所設置条例（昭和57年条例第14号）は、廃止する。
附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月29日から施行する。
（白井市複合センター設置管理条例の一部改正）
- 2 白井市複合センター設置管理条例（昭和57年条例第13号）の一部を次のように改正する。
第3条中第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。
第4条の表白井市西白井複合センター、白井市白井駅前センター及び白井市桜台センターの項中「市役所出張所」を削る。
第5条中第1号を削り、第2号から第4号までを1号ずつ繰り上げる。
（白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 3 白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。
第3条中第2号を削り、第3号を第2号とする。

白井市複合センター設置管理条例（昭和57年条例第13号）新旧対照表

改 正 案	現 行														
<p>（事業）</p> <p>第3条 複合センターは、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>— —————</p> <p><u>(1)</u> 児童の健全な育成に関する事 と。</p> <p><u>(2)</u> 老人の健康増進を図るための 便宜供与に関する事 と。</p> <p><u>(3)</u> 公民館活動に関する事 と。</p> <p><u>(4)</u> その他市長が必要と認める事 項に関する事 と。</p> <p>（施設）</p> <p>第4条 前条の事業を行うため複合 センターは、次の施設をもって構成 する。</p>	<p>（事業）</p> <p>第3条 複合センターは、次の各号 に掲げる事業を行う。</p> <p><u>(1)</u> <u>市役所出張所に関する事 と。</u></p> <p><u>(2)</u> 児童の健全な育成に関する事 と。</p> <p><u>(3)</u> 老人の健康増進を図るための 便宜供与に関する事 と。</p> <p><u>(4)</u> 公民館活動に関する事 と。</p> <p><u>(5)</u> その他市長が必要と認める事 項に関する事 と。</p> <p>（施設）</p> <p>第4条 前条の事業を行うため複合 センターは、次の施設をもって構成 する。</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">白井市西白井複合 センター</td> <td>市役所出張所</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> </tr> <tr> <td>老人憩いの家</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	白井市西白井複合 センター	市役所出張所	児童館	老人憩いの家	公民館	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">白井市西白井複合 センター</td> <td>市役所出張所</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> </tr> <tr> <td>老人憩いの家</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設	白井市西白井複合 センター	市役所出張所	児童館	老人憩いの家	公民館
名称	施設														
白井市西白井複合 センター	市役所出張所														
	児童館														
	老人憩いの家														
	公民館														
名称	施設														
白井市西白井複合 センター	市役所出張所														
	児童館														
	老人憩いの家														
	公民館														

白井市白井駅前センター	児童館 老人憩いの家 公民館	白井市白井駅前センター	市役所出張所 児童館 老人憩いの家 公民館
白井市桜台センター	児童館 公民館	白井市桜台センター	市役所出張所 児童館 公民館
2 (略) (関係条例)		2 (略) (関係条例)	
第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。		第5条 次の各号に掲げる施設の管理運営については、この条例に定めるもののほか、当該各号に掲げる条例及びこれに基づく規則の定めるところによる。	
_____		(1) <u>市役所出張所</u> 白井市役所出張所設置条例（昭和57年条例第14号）	
(1) <u>児童館</u> 白井市児童館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第19号）		(2) <u>児童館</u> 白井市児童館の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第19号）	
(2) <u>老人憩いの家</u> 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第20号）		(3) <u>老人憩いの家</u> 白井市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成20年条例第20号）	
(3) <u>公民館</u> 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）		(4) <u>公民館</u> 白井市公民館の設置及び管理等に関する条例（平成20年条例第18号）	
(略)		(略)	

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>_____</p> <p>(2) その他市長が必要と認める業務</p> <p>(略)</p>	<p>(業務)</p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</p> <p>(2) <u>市役所出張所</u>に関すること。</p> <p>(3) その他市長が必要と認める業務</p> <p>(略)</p>

○白井市市民参加条例（抜粋）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 市民参加の方法

第1節 通則（第6条—第9条）

第2節 審議会等（第10条—第13条）

第3節 パブリック・コメント（第14条—第16条）

第4節 アンケート調査（第17条）

第5節 意見交換会（第18条—第20条）

第6節 ワークショップ（第21条・第22条）

第7節 住民投票（第23条）

第8節 その他の方法（第24条）

第3章 推進体制（第25条）

第4章 雑則（第26条—第28条）

附則

（略）

第2章 市民参加の方法

第1節 通則

（市民参加の対象）

第6条 実施機関は、法令に特別の定めがある場合を除き、次に掲げる行政活動を行おうとするときは、市民参加により行わなければならない。

- (1) 市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
- (2) 市の基本理念を定める条例の制定又は改廃
- (3) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃
- (4) 市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃
- (5) 市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更
- (6) その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの

2 前項の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるとき、金銭徴収に関する条例を制定し、若しくは改廃するとき又は政策的な判断を要しない条項について条例を改正するときは、市民参加を行わないことができる。

（市民参加の方法）

第7条 実施機関は、前条の行政活動（同条第2項の規定により、市民参加を行わない場合を除く。）を行うときは、それぞれの事案ごとに、次節から第8節までに定める市民参加の方法のうちから適切な方法により行う。

（略）

「INSネット」をご利用の
事業者さまへ

ご存知ですか？

2024年1月

「デジタル通信モード」が
サービス終了することを

社内
関連部署でも
ご確認ください

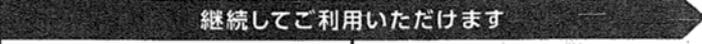
【本冊子をご覧ください際の留意事項】

■本冊子記載の移行後のご利用イメージについては、「フレッツ光」を事例に記載しておりますが、他通信事業者及び光コラボレーション事業者が提供する光回線やモバイル回線で移行できる場合もございますので、あわせてご検討ください。

NTT東日本が提供するISDN回線「INSネット」を
ご利用の事業者さまへ重要なお知らせ

- 「INSネット」を提供するNTT東日本の局内設備を2024年1月以降に切替いたします。
- 「INSネット」の「通話モード」は引き続きご利用いただけますが、「デジタル通信モード」は2024年1月にサービス終了いたします。

「INSネット」は、以下の2つのご利用方法がございます。

デジタル通信モード (パソコンやデータ通信端末、 G4規格FAX等で利用されています)		2024年1月 サービス終了
通話モード (電話機やG3規格FAX等で 利用されています)		継続してご利用いただけます

「デジタル通信モード」をご利用されている場合は、IPサービス等によるデータ通信へ移行していただく必要があるため、計画的な準備をお願いいたします。

「通話モード」については、ご利用中の電話機等は設備切替後もお使いいただけます。

また、ご利用継続には手続き等は不要です。



「INSネット」には「INSネット64／INSネット64・ライト」「INSネット1500」があり、すべてが「デジタル通信モード」の利用が可能なサービスです。

INSネット64 / INSネット64・ライト 1本で2回線同時に利用できるサービスです。	INSネット1500 1本で23回線分(または24回線分)利用できるサービスです。
---	---

マイナンバーカード

これからの暮らしに、手放せない一枚！



本人確認書類として使える！

マイナンバーと本人確認書類が同時に必要な場面も、これ1枚でOK！他にもライブ会場の入場や会員登録など幅広く使えます！

コンビニで各種証明書が取得できる！

忙しくて市区町村の窓口に行けないときも、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を発行できます。

健康保険証としても使える！

本人が同意すれば、全国どこにいても、医療機関や薬局で過去の服薬履歴や特定健診情報などが確認できます。

給付金の受け取りがスマートに！

公金受取口座を登録することで、年金や児童手当など、今後申請をするときに、口座情報の記入や通帳の写しなどを提出する必要がなくなります。

オンラインで行政手続きができる！

確定申告(e-Tax)をはじめ、子育てなどに関する手続きもオンライン申請で便利に行えます。

新型コロナワクチン接種証明書がスマートフォンアプリで発行できる！

日本国内用と海外用の接種証明書をスマートフォンアプリで取得でき、アプリを起動すればいつでも表示できます。

便利な「マイナポータル」が使える！

ご自身の情報の確認やオンライン申請ができる自分専用サイト「マイナポータル」が使えるようになります。

民間のサービスにも拡大中！

各種オンライン決済サービスにおける口座登録、オンラインでの住宅ローン契約や証券口座開設などのときに使えて、書類郵送などの手間がかかりません。

※1 市区町村によってサービスが異なります ※2 毎日6:30から23:00まで利用できます(市区町村により異なる場合があります) ※3 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます ※4 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です

マイナポイント
第2弾
実施中!!

マイナンバーカードを使って申込みすると
最大20,000円分のポイントがもらえる！



1
マイナンバーカードの新規取得等[※]で
5,000円分
のポイントがもらえる！

2022年1月1日から実施中

+

2
健康保険証としての利用申込みで
7,500円分
のポイントがもらえる！

+

3
公金受取口座の登録で
7,500円分
のポイントがもらえる！

6月30日からポイントの申込み受付・付与を実施中

※カードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます
詳細はマイナポイント事業のホームページにて順次お知らせします

詳しい申込み方法などはこちら→



マイナポイント第2弾対象のマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますのでお早めに！

マイナンバーカードの安全性

対面でもオンラインでも使える公的な本人確認書類です。
マイナンバーの他に、氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。



なりすましはできません。

顔写真入りのため、
対面での悪用は困難です。

プライバシー性の高い
個人情報が入っていません。

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報
記録されません。

電子証明書を使うため、
オンラインでの利用には
マイナンバーは
使われません。

マイナンバーを
見られても悪用は困難です。

マイナンバーを利用するには、
顔写真付き本人確認書類などでの
本人確認があるため、悪用は困難です。

※マイナンバーカードの有効期限は、マイナンバーカード発行の日から18歳以上の場合は10回目の誕生日、18歳未満の場合は5回目の誕生日までです。(外国人住民の方(特別永住者、永住者及び高度専門職第2号を除く)のマイナンバーカードの有効期限は、在留期間の満了日等までです。)

※電子証明書の有効期限は、電子証明書発行の日から5回目の誕生日(またはマイナンバーカードの有効期限)までです。

マイナンバーカードのお問い合わせ

公式サイト

マイナンバーカード総合サイト

検索

<https://www.kojinbango-card.go.jp>



マイナンバー
カードの
最新情報



そろそろあなたもマイナンバーカード

検索

<https://mynumbercard.soumu.go.jp/>



お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

0120-95-0178

平日 9時30分～20時00分 土日祝 9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失・盗難などによる一時利用停止については、24時間365日受け付けます。

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合 050-3818-1250

■This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese. 0120-0178-27